

令和6年度横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会（第1回）

議 事 要 旨

【日 時】 令和4年4月26日（火）19:00～20:30

【会 場】 横浜市庁舎 18階 みなと6・7

【出席者】 計 15名

（内訳）

選考委員 8名（佐藤委員長、栗原副委員長、坂本副委員長、上田委員、
久保委員、丸山委員、三ツ村委員、渡邊委員）

事務局 7名（保育・教育部長、保育・教育支援課長、
担当係長（3名）、担当係員（2名））

傍聴者 0名

【議 題】

- 1 事業概要・選考スケジュールについて
- 2 法人選考方法及び法人選考基準について
- 3 その他

●議題1 事業概要・選考スケジュールについて

<事務局から別添資料に基づき説明>

委員 （特段の意見なし）

●議題2 選考方法及び選考基準について

【1. 一次選考の評価項目「3 応募動機等」の申し込み状況の配点について】

<事務局から別添資料に基づき説明>

委員 （特段の意見なし）

【2. 一次選考の評価項目「2 運営主体の状況」の監査の配点について】

<事務局から別添資料に基づき説明>

三ツ村委員 昨年度の財務審査においても、特別指導監査については詳しく追及した部分です。

久保委員 昨年度の委員会が出た主な意見は、どれももっともだと思えます。特別指導監査が行われているのにそのまましている、というのは問題であると考えます。ただ、法人の代表者によって法人の体質が変わることもあるため、過去5年間で特別指導監査を受けた法人は経緯を説明する資料の提出を求める

のが良いと思います。法人募集の際、資料が必要になることを提示すると良いと思います。

佐藤委員長 丸山委員は保育園を運営していますが、特別指導監査を受けた法人や園を聞いたことがありますか。

丸山委員 特別指導監査を受ける法人は少ないと感じています。監査というものは、監査結果を受けて改善していくことが重要なため、改善しなかったことで特別指導監査になるということは問題だと思います。そのため、経緯を説明する資料は必要だと思います。

三ツ村委員 昨年度の選考では、こども青少年局監査課から経緯聞きましたが、監査結果報告書を提供していただくことは可能なのでしょうか。報告書等があれば、より状況を把握できると思います。

事務局 監査結果報告書は一般的に開示するものではないため、検討が必要です。また、横浜市で実施した監査であれば検討できますが、市外の法人・保育所の監査結果報告書は各自治体が所有しているため、横浜市としては提供できません。

佐藤委員長 今回は、一次選考に関わる部分についての議論になりますが、場合によっては法人面接の際に特別指導監査について追及することもあるかと思いません。

渡邊委員 特別指導監査を受けたという申告は性善説に基づいているのでしょうか。事前に、特別指導監査を受けた場合は経緯を説明する資料が必要になると伝えたと、隠す法人が出てくるのではないかと心配です。特別指導監査の「ものさし」に自治体ごとに違いがあるという課題については、委員の皆さんで議論していくのがよいのではないのでしょうか。

【3. 二次選考の現地調査における0歳児保育未実施園での「評価領域Ⅰ-2-(4)」の評価取り扱いについて】

<事務局より別添資料に基づき説明>

上田委員 0歳児保育を実施している法人には、現地調査対象園に0歳児保育実施園を挙げてほしいと伝えるのがよいと思います。0歳児保育実施園があるのににもかかわらず0歳児保育未実施園を挙げた場合には1点減点するのはどうでしょうか。

坂本副委員長 減点については、移管対象園が0歳児保育を実施しているか、に合わせるが良いと思います。

渡邊委員 上大岡東保育園は0歳児保育を実施していますが、0歳児保育の経験がない法人を移管先に決定することは不安です。0歳児保育のノウハウがない法人が0歳児保育を行うことは心配です。

丸山委員 ニーズは減っていますが「0歳児保育を実施しているからその保育園を希望する」という保護者もいます。0歳児の保育はやはり特別だと思うため、経験のある法人を選ぶことは必要です。

【4. 二次選考対象法人の変更について】

<事務局より別添資料に基づき説明>

久保委員 二次選考に進む法人が各園2法人の合計4法人となるのは、法人が途中辞退した場合、移管先法人の選考ができなくなるリスクがあります。各園3法人の6法人を二次選考の対象とするのが妥当ではないでしょうか。

栗原副委員 2園が移管対象となっていた平成26年度移管の法人選考でも各園3法人としていた経緯もあるため、今年度の法人選考でも二次選考対象法人を6法人とするのが良いと思います。

事務局 今までどおり各園2法人を二次選考対象とすると、途中辞退のリスクがあるほか、選択肢が狭まることで優良な法人を選考する機会が失われることにも繋がる可能性があります。

また、今回の移管対象園の保護者の方が、過去に各園3法人の6法人が二次選考に進んでいたことを知った場合、なぜ今回は二次選考対象法人が4法人となるのか、疑問に思う方もいるのではないかと考えています。

佐藤委員長 それでは、法人の選考方法及び法人選考基準について、色々な御意見が出ましたが、御意見を整理し、また、今後の園訪問の結果も踏まえて、次回の委員会で決めてまいります。他に発言もないようでしたら、これをもちまして、第1回法人選考委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局：こども青少年局 保育・教育支援課
民間移管担当 小田、高橋、山際
TEL：045-671-2407
FAX：045-663-1925